

官庁営繕事業

平成26年度		再評価			
事業名（箇所名）	唐津港湾合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 九州地方整備局
		担当課長名	住田 浩典		
実施箇所	佐賀県唐津市ニタ子3丁目216番地				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業				
事業諸元	・敷地： 2,921 m ² ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上3階 ・規模： 3,897 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 年度	
総事業費（億円）	13				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	入居予定官署の追加に加え、東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	敷地調査発注前				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針(案)	継続				
対応方針(案)理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業継続として了承された。				

施設名： 唐津港湾合同庁舎

事業場所： 佐賀県唐津市二夕子3丁目216番地

概要図
(位置図)

